

【建設現場等の遠隔臨場に関する試行について Q&A】

Q 動画撮影用のカメラとはどのようなものか。

A ウェアラブルカメラやタブレット端末、スマートフォンを想定しています。

Q Web会議システム等とはどのようなものか。

A Teams、zoomを想定しています。

その他のWeb会議システムについては、本試行要領「6 機器等の準備と仕様」に基づき運用してください。

Q 「段階確認」、「材料確認」、「立会」とはどのようなものか。

A 「段階確認」とは、「土木工事共通仕様書」、「第3編 土木工事共通編」、「第1章 総則」、「第1節 総則」、「3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等」、「7. 段階確認の臨場」において、「監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。」事項に該当するものです。適用する種別等については、段階確認一覧表を参照してください。

「材料確認」とは、「土木工事共通仕様書」、「第2編 材料編」、「第1章 一般事項」、「第2節 工事材料の品質」、「1. 一般事項」及び「4. 見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認です。

「立会」とは、工事に関しては、「土木工事共通仕様書」、「第1編 共通編」、「第1章 総則」、「第1節 総則」、「1-1-1-2 用語の定義」、「36. 立会」において、「契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」事項に該当するものです。

業務に関しては、「業務共通仕様書」、「用語の定義」において、「設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。」事項に該当するものです。

Q 施工計画書又は業務計画書に記載する際、どの項目に記載するのか。

A 施工計画書については、「施工管理計画」又は「その他」に記載してください。
業務計画書については、「その他」に記載してください。

Q 受注者による動画の記録・保存は必要ではないのか。

A 受注者による動画の記録・保存は不要です。

Q 「段階確認等」に検査は含まれているのか。

A 検査は対象外です。

Q 現場で実際に臨場しなければ分からないこともあるのではないのか。

A 監督員又は調査職員が遠隔臨場では必要な情報を得られないと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、現場臨場により実施してください。